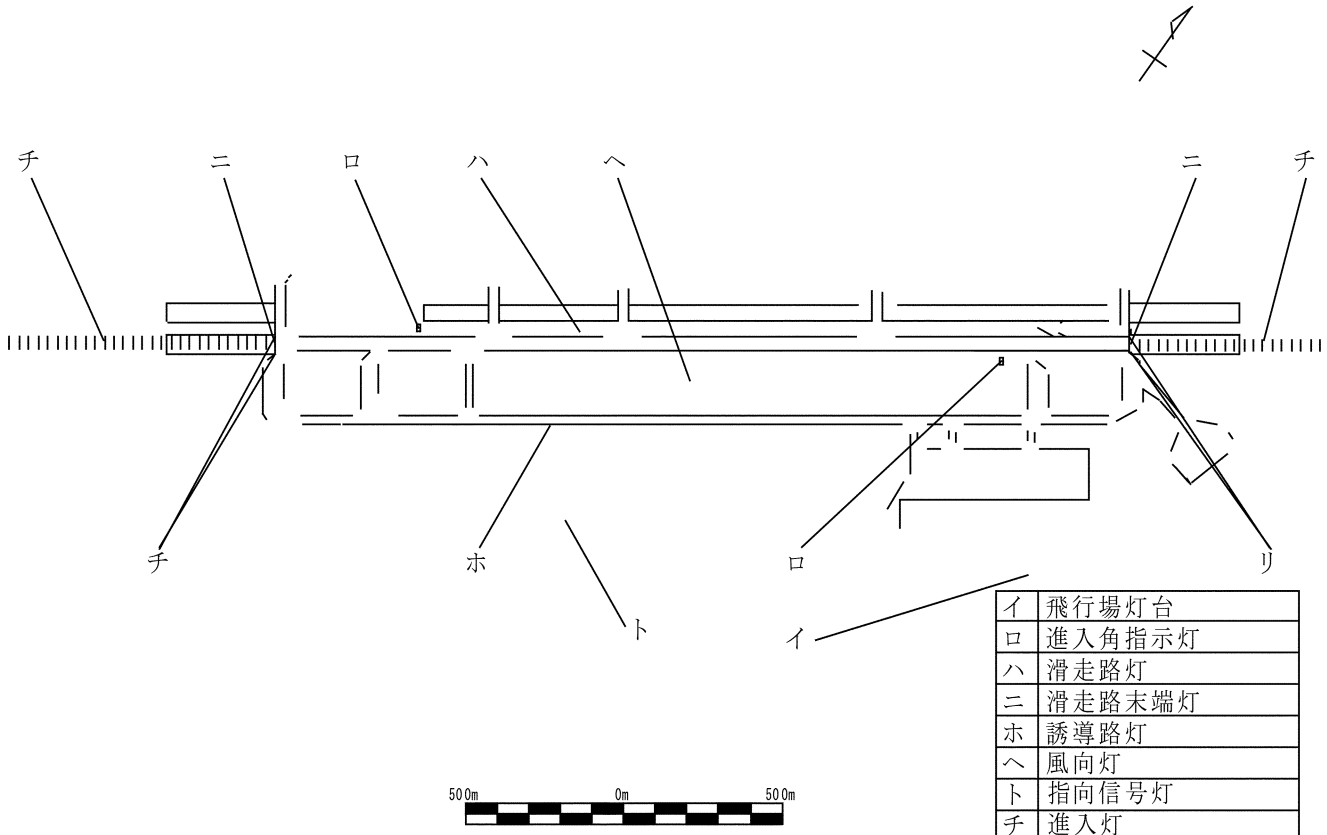
第一図を次のように改める。

小松飛行場　第一図



イ	飛行場灯台
ロ	進入角指示灯
ハ	滑走路灯
ニ	滑走路末端灯
ホ	誘導路灯
ヘ	風向灯
ト	指向信号灯
チ	進入灯
リ	滑走路末端灯補助

○東北地方整備局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
陸前高田市気仙町字的場一二番一六から同市気仙町字木場九八番一まで	前	三一・七六～六六・二九メートル	〇〇・四六七キロメートル
	後	三一・七六～七五・二九メートル	〇〇・四六七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	陸前高田市気仙町字的場一二番一六から同市気仙町字木場九八番一まで	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月十八日

○関東地方整備局告示第七十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日　関東地方整備局長　石川　雄一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
群馬県利根郡みなかみ町羽場字宮下六七三番二から同町新巻字今宿一三四番一まで	前	九・〇二～二一・九八メートル	一一・九五一キロメートル
	後	一一・二九～二七・四〇メートル	一一・九五一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道　一号	東京都中央区日本橋地先から同都大田区多摩川地先まで	関東地方整備局及び同局東京国道事務所
〃	東京都大田区多摩川地先から川崎市幸区古市場地先まで	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所